

## 江別市介護保険事業等運営委員会の概要について

### 1. 目的

介護保険法の改正により、市町村は介護保険事業計画（以下「計画」）について、策定のほか、新たに計画に基づき実施される各種事業・サービス等の状況について、計画の進捗管理や評価を継続的に行う仕組みが必要となったことから、常設の「介護保険事業等運営委員会」を設置することとし、設置にあたっては、計画と密接な関連のある地域包括支援センターの運営等及び地域密着型サービス事業所の指定等に関する機能も統合し、一体的な介護保険事業の運営を行う。

### 2. 所管事項

- ① 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定、推進及び評価等に関する事項
- ② 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関する事項
- ③ 地域密着型サービス事業所の指定等に関する事項
- ④ 上記に掲げるもののほか、介護保険事業等の適正な運営を図るために必要な事項

### 3 組織

#### ①委員数

14人以内

#### ②任期

3年間（令和元年11月1日～令和4年10月31日）

#### ③部会

- ・ワーキング部会：高齢者総合計画の策定に関する調査及び研究に関する事項を協議する。
- ・評価部会：高齢者総合計画に定める各種施策の進捗状況について、評価に関する事項を協議する。